

医療費控除の受けられるメガネ

Q：私は、強度の近視のため、最近メガネを購入しました。このメガネの購入費用は医療費控除の対象になりますか。

A：医師等の診療を受けるために直接必要でないメガネの購入費用は、医療費控除の対象になりません。

【解説】

医療費控除の適用を受けられるのは、医師又は歯科医師による診療、治療、施術等を受けるため直接必要な費用に限られ、治療とは無関係に単に近視、老眼等であるというだけでメガネを購入する場合のように、日常生活の用をたすための費用は対象になりません。

しかし、白内障の場合は、水晶体が白濁して視力が低下し、放置すれば失明するため手術を必要とし、手術後は、創口の保護と創口が治癒するまでの視機能回復のため、2カ月程度メガネをかけるようです。また、水晶体を摘出してしまった場合には、水晶体の代わりに人口レンズを挿入するようです。

このような白内障の治療のために用いられるメガネや人口レンズ、その他緑内障や弱視、斜視等の一定の症状を治療するためのメガネであれば、単なる近視や老眼等のためのメガネとは異なり、医師による治療を受けるために直接必要な費用と認められますので、これらの購入費用は医療費控除の対象となります。

この場合には、メガネの領収書のほか、その疾病名及び治療を必要とする症状であることについて明確に掲載された処方箋を確定申告書に添付する必要があります。

